

# 宇陀市総合計画策定方針



## 目次

### 1. 基本的な考え方

- (1) 総合計画の定義と役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (2) これからの総合計画に求められるもの・・・・・・・・・・ 3
- (3) 総合計画策定とまちづくりの重要なポイント・・・・・・・・ 4
- (4) 新市まちづくり計画との関連性・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

### 2. 策定体制と策定スケジュール

- (1) 庁内組織体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (2) 市民参加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (3) 審議会への諮問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (4) 策定フォロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (5) 策定スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

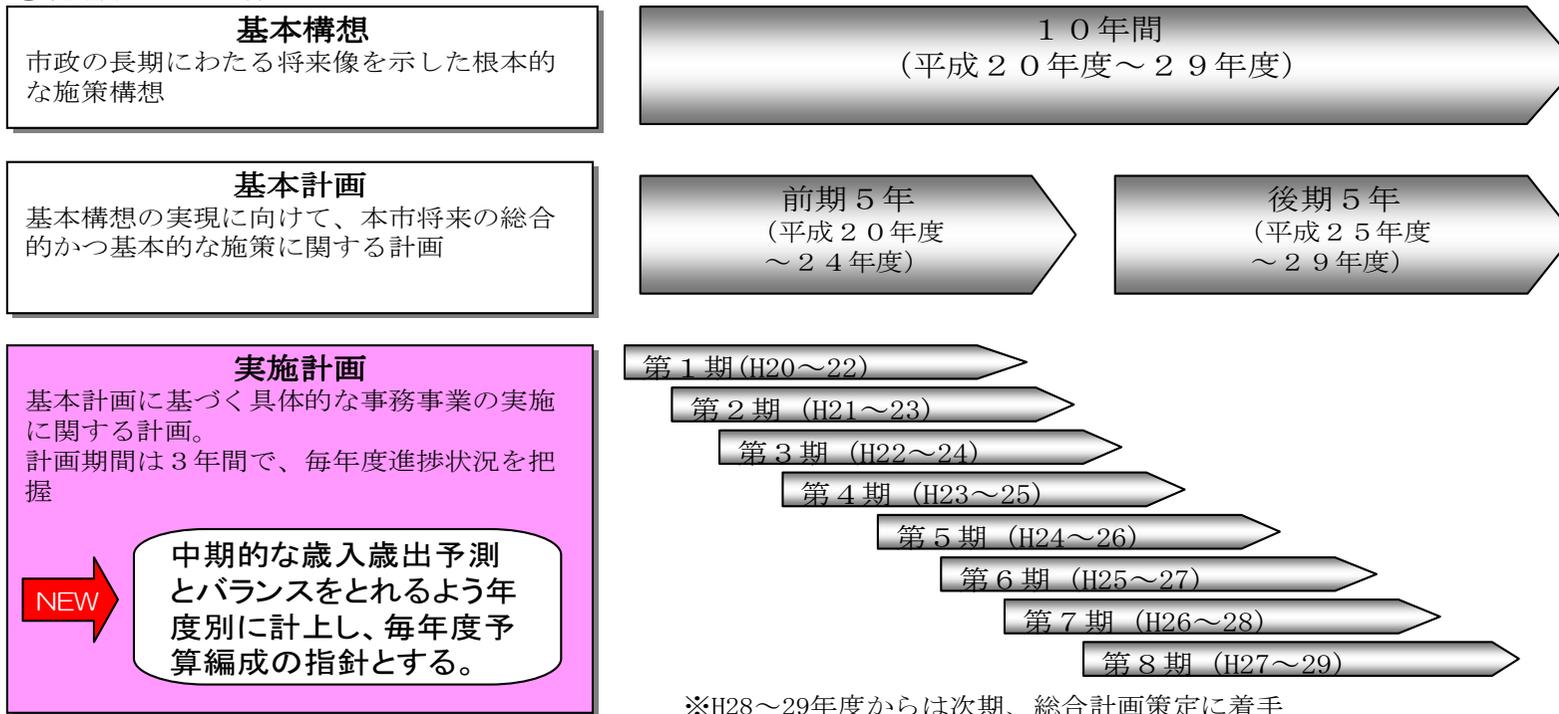
## 1. 基本的な考え方

### (1) 総合計画の定義と役割

#### ①総合計画の定義

地方自治法第2条第4項に規定があり、市町村はその事務を処理するにあたり、議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないとあります。

#### ②総合計画の構成



#### ③総合計画の役割

ア) 市町村の総合的かつ計画的な行政運営の指針

イ) 市民等の活動に際しての指針

将来像の実現に必要な市民や企業等の民間団体の活動の方向や協力を求めるべき事項をあらかじめ定めておく。

ウ) 国・県等が地域計画を策定し、事業を行うにあたっての尊重すべき指針

(2) これからの総合計画に求められるもの

まちづくりを取り巻く社会潮流の変化を考え合わせると、これからの宇陀市総合計画には次の点が求められます。

■総合計画の基本的役割

- 1) 市町村の総合的かつ計画的な行政運営の指針
- 2) 市民等の活動に際しての指針
- 3) 国・県等が地域計画を策定し、事業実施に伴い尊重すべき指針

【社会潮流の変化】



**行財政改革による新しく実効性のある計画**

【効率的・効果的に成果を達成するため、実生活優先の集中と選択に徹底した計画】

**公民協働を目指した計画**

【地域経営を基本に、市民や行政等による協働のまちづくりを目指した計画】

**地域の特性や強みを新市全体の活性化に活かす計画**

【各地域の個性や特性を活用・発展させ、新たな新市としての活性化につながるような有効かつ総合的な施策体系を位置づけた計画】

**まちづくりの目的・目標への進行管理ができる計画**

【まちづくりの成果や成果指標を設定することで、常に軌道修正をしながら進行管理が可能な計画】

### (3) 総合計画策定とまちづくりの重要なポイント

地方分権の推進を図り、少子高齢化の進展や広域的な行政需要が増大していくなかで、国が進める三位一体改革を受けて、地方の行財政基盤の強化が求められてきたため、平成18年1月1日に大宇陀町、菟田野町、榛原町及び室生村の合併により、「宇陀市」が誕生しました。

「宇陀市」は、合併という基本的な枠組みの変化に加えて、少子高齢化、地域の過疎化、規制緩和に伴う産業構造の変化、高度情報化への対応など、社会情勢が大きく変化する中で厳しい財政状況を踏まえた行政運営がいま求められています。

このような限られた条件下にあって、地域がもつ特性や良さを活かしながら、新市が一体となって、自立した「宇陀市」の創造、個性と自主に満ちた魅力ある地域の形成を目指していかなければなりません。

そのためには、これまでの成長・拡大を目指す持続不可能な社会から、豊かな自然と共存する持続可能な美しい社会へと発想の転換をする必要があると思われます。

よって今後は、宇陀市民が本来もつ地域力(宇陀力)を、より引き出せるための環境づくりが大切であり、少子高齢化の時代だからこそ、この地域がもつ絆をさらに強め、地域が個人や他の地域を支えられるような政策がまちづくりに大きな意味をもつと思われます。

つまり、とかく役所主導型の行政であったものを、緊縮財政や限られた条件の中での行政運営においては、「自助」「共助」「公助」による補完性の原則に立ち、公共サービスを互いに支えあう「協働」のための基盤整備が必要になります。

このように、地域の個性を尊重しつつ、まち全体で一体感の形成を図る必要があるため、全市的な広い視野と実効性のある計画的視点に立ち、地域住民の意見を聴取しながら、新市建設の指針と地域経営の基礎となる総合計画を策定するものです。



# ～ これからのまちづくりの3つのポイント ～

## うだちから 地域力（宇陀力）の充実

地域の元気づくりやもてなしの心を支援し、本来この宇陀の地がもつ潜在的な力を引き出せる施策で、地域活動を充実させるとともに、町村合併を生かし、地域間との交流・連携を図っていくことが必要です。

■地域力とは・・・



※地域力は、阪神・淡路大震災を契機に広まった概念で、現代社会の情勢の変化や市民 ニーズの多様化により、防災のみならず防犯や福祉、教育など多彩な分野で、行政だけでは地域の問題解決は不可能であるという認識に立ち、自立的かつその他の主体と協働を図りながら地域の問題の解決や地域の価値を創造していくための力をいいます。

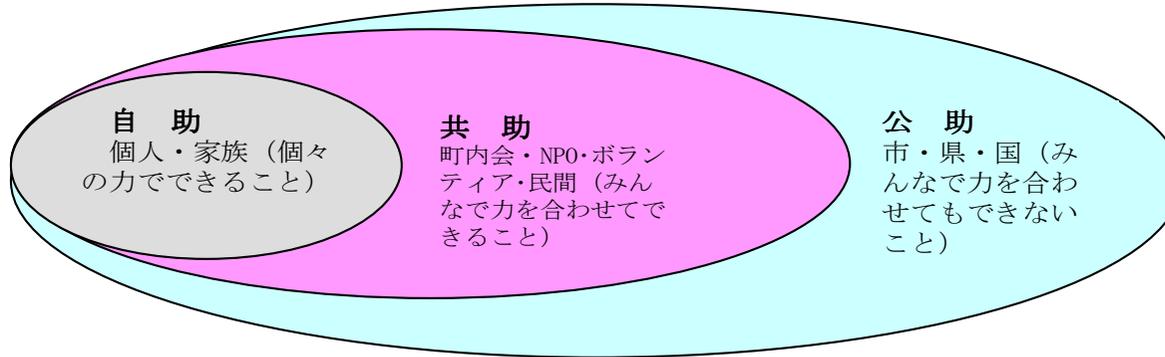
## 新しい時代の協働づくり

地域活動の再生や多様化する行政課題の解決を図っていくためには、行政だけでは限界があります。NPOや企業、行政等が独自の機能に応じた役割分担をし、協働で問題を解決することが必要であり、行政職員の意識改革やシステムの構築が求められます。

■新しい時代の協働を目指して

～市民・自治会・行政は、力を出し合って「地域の底力」を培う。

「してもらう」から「力を出し合う」関係へ～



## 持続可能なエコ（環境保全）のまち

人口減少や経済縮小の時代を迎え、これからのまちづくりは既存の延長線上にない新しい発想が必要になってきます。「選択と集中」による効率的でコンパクトなまち、自然と共存し、環境保全に重点を置いた持続可能なまちへと方向転換をすることが、地域経済や社会の発展につながっていきます。

■人口減少時代のあった政策

～市民が自信をもち、子どもたちが輝く、美しく自立した持続するまちづくり～

- 人口増加による経済成長時代
- 大量生産・大量消費・大量廃棄
- ものとお金に豊かさを求める価値観

方向転換

- 経済的でコンパクトなまち
- 自然環境に優しい循環型のまち
- 時間や空間、こころにゆとりのあるまち

自然が私たちの生活基盤という認識に立ち、人口減少や経済の縮小で損なわれることのない豊かさに価値観を見出し、このまちに住み、暮らし続けることに幸福を感じることができる社会を築くことが大切です。欧米の地方都市では、約20年前から「スマート・グロース（賢い成長）」という理念があり、都市の無秩序な拡大を抑制し、持続可能で人と人がふれあい、顔を合わせ、助け合って暮らす「共助」のまちづくりが進められています。

「ないものねだり」から「あるもの探し」へ。自分たちの足元をしっかりと見つめ直し、美しく持続可能なまちは、私たちの生活基盤である自然環境の上に成り立つ経済活動や社会活動によって実現します。

### 持続可能なまちづくりとは・・・



#### 持続可能な土地利用

自然を地域固有の財産として捉え、自然生態系の保全や再生を図る。機能的でコンパクトなまちを目指し、地域にはコア（核）部分を設け、地域と地域をセーフティラインで結ぶ。



#### 持続可能な経済

美しい自然と共存できる産業、自然環境の維持にこだわり、循環型地域社会の構築で、付加価値のある新しい産業や地域ブランドの創生、地域通貨の活用などによって成り立つ経済活動



#### 持続可能な地域社会

歴史や地域文化を大切にし、地域や人とのふれあいを取り戻し、地域活動の充実やNPO・市民団体等の育成によって、互いに支えあい、住みなれた地域に住み続けられることができる安心で安全な地域づくり

#### (4) 新市まちづくり計画との関連性

新市まちづくり計画は、合併前に法定の協議会が旧4町村の課題等を踏まえながら、合併後の新市が一体的なまちづくりを速やかに確立するために策定されます。また、財政的には合併特例債などを受けられる際の根拠となります。

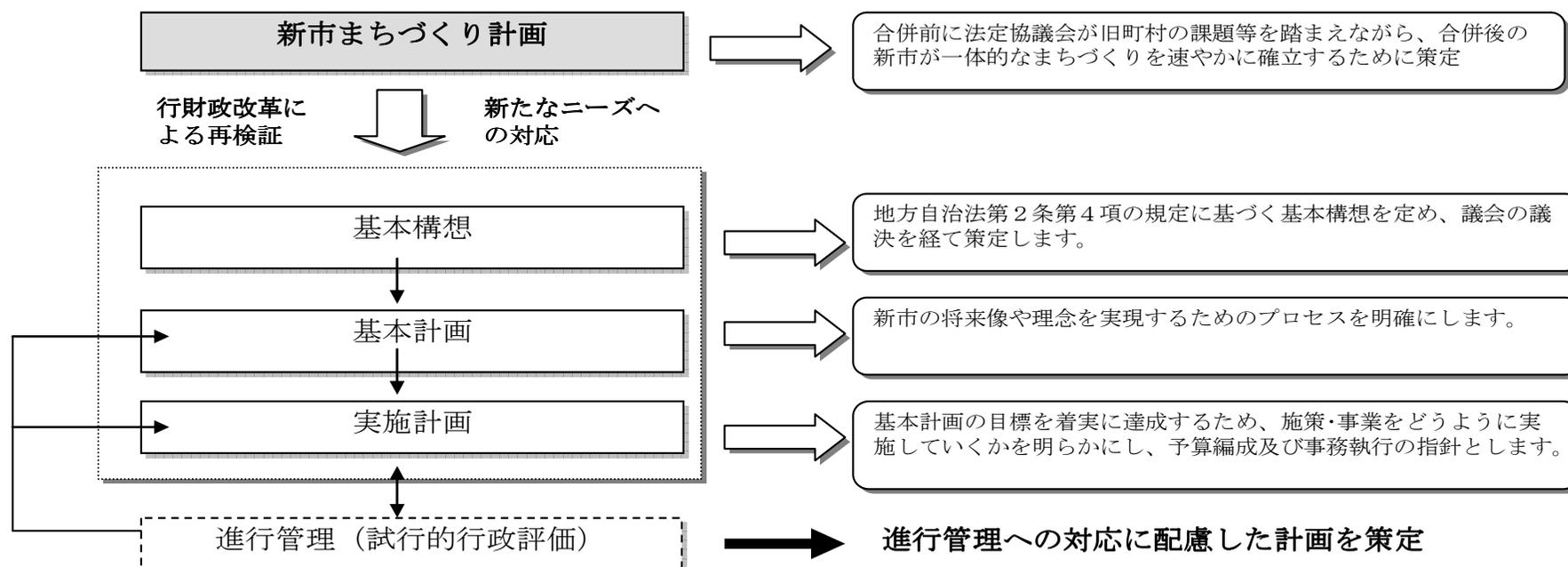
一方、総合計画は、地方自治法第2条第4項に基づき、議会の議決を経て基本構想を定め、これに即して事務の処理を行うために策定するものです。

そのため、合併市は新市まちづくり計画とは別に地方自治法で定める基本構想を策定しなければならないこととなります。

このため、本市も合併後速やかに総合計画の策定にとりかかることとなりますが、総合計画は法的に策定が義務づけられているという理由だけでなく、合併後の新市の実態に即した、また新たな市民のニーズや行政経営に対応する計画としての位置づけにあるといえます。

具体的には、新市まちづくり計画において設定された目標（将来像や理念）や事業計画を行財政改革の方向性等と再検証することで、新市の財政状況や新たな行政経営に即した総合計画の策定が可能になり、さらに、実効性のある実施計画や進行管理（試行的行政評価）に展開していくことができます。

図表 新市まちづくり計画から総合計画等への展開の考え方



## 2. 策定体制と策定スケジュール

### (1) 庁内組織の設置

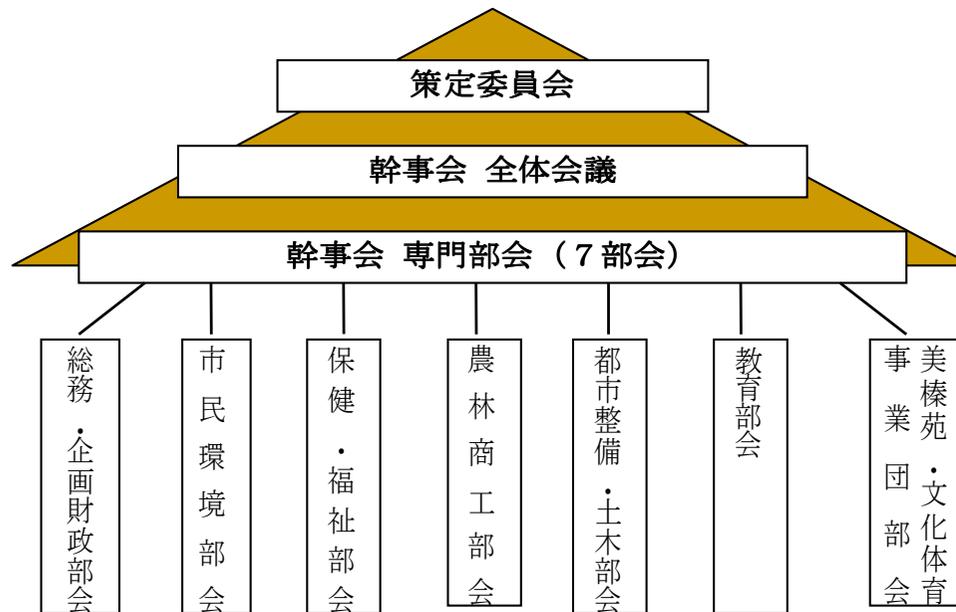
総合計画策定にあたっては、本庁各課が地域事務所各課の計画案を十分に掌握・調整し、各専門部会において施策の計画素案を策定します。

庁内組織としては、市長を委員長とし、部長以上で組織する策定委員会を筆頭に、次長及び課長で組織する幹事会が中心に策定に当たります。

さらに幹事会は、7つの「専門部会」と専門部会の全体的な総合調整を図る「全体会議」に分かれます。

専門部会には、本庁及び地域事務所の次長及び関係課長で構成され、委員長が指名する部会長が会議を招集し、全体会議は、助役を議長に部会長及び委員長が指名する幹事で組織されます。

なお、主要事業については、各課職員のヒアリングも実施する予定です。



### (2) 市民参加

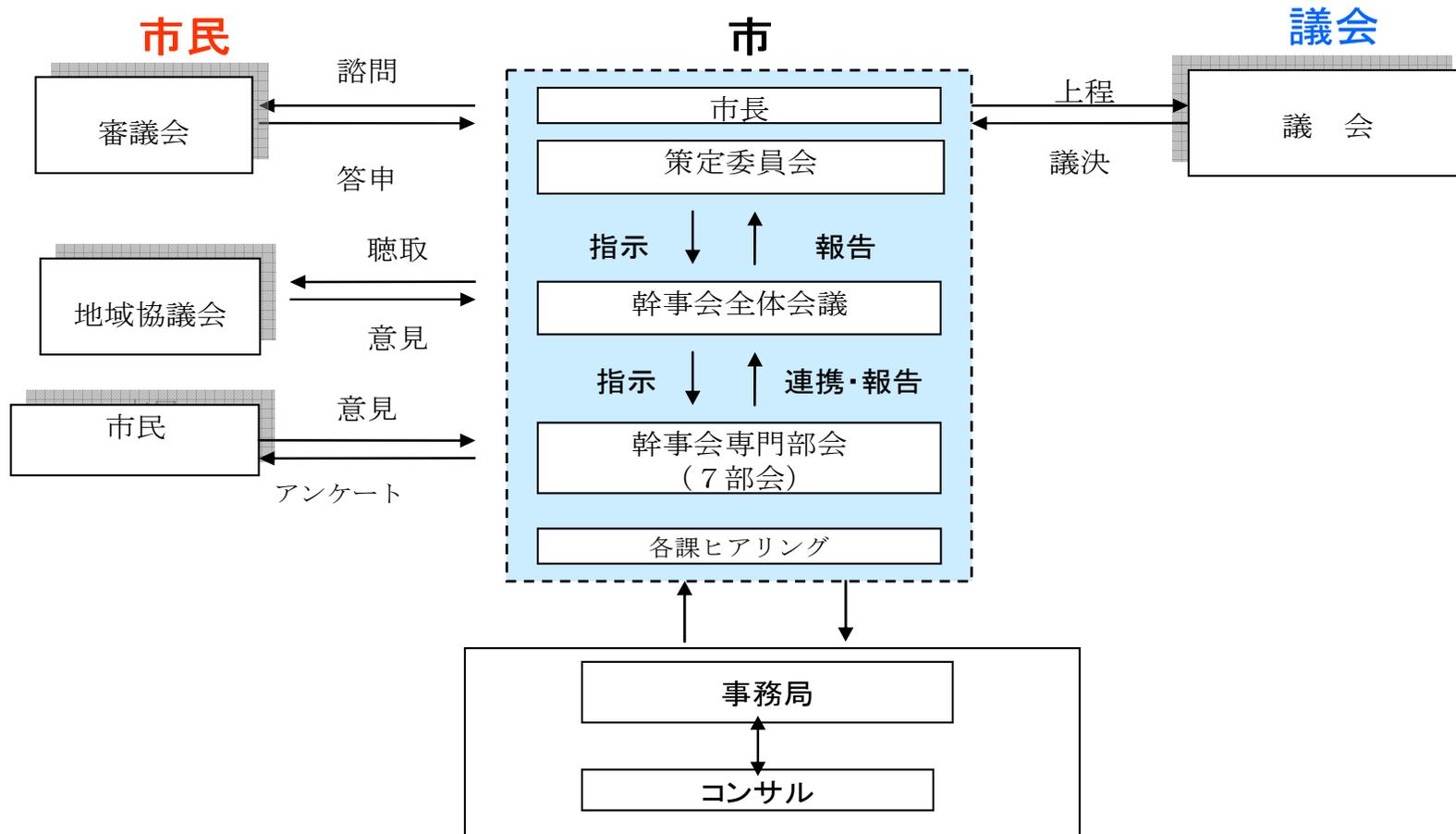
市民参加の手法として、一般には16歳以上に「住民意識調査一般用アンケート」、市内4中学校の生徒には「中学生アンケート」、全世帯を対象に「ご意見箱用アンケート」の3種類のアンケート調査を実施しています。【18年11月に実施】

さらに、本市は改正合併特例法に基づく地域自治区地域協議会が設置されており、各地域にかかるまちづくりについては、各協議会への意見聴取を行う予定です。

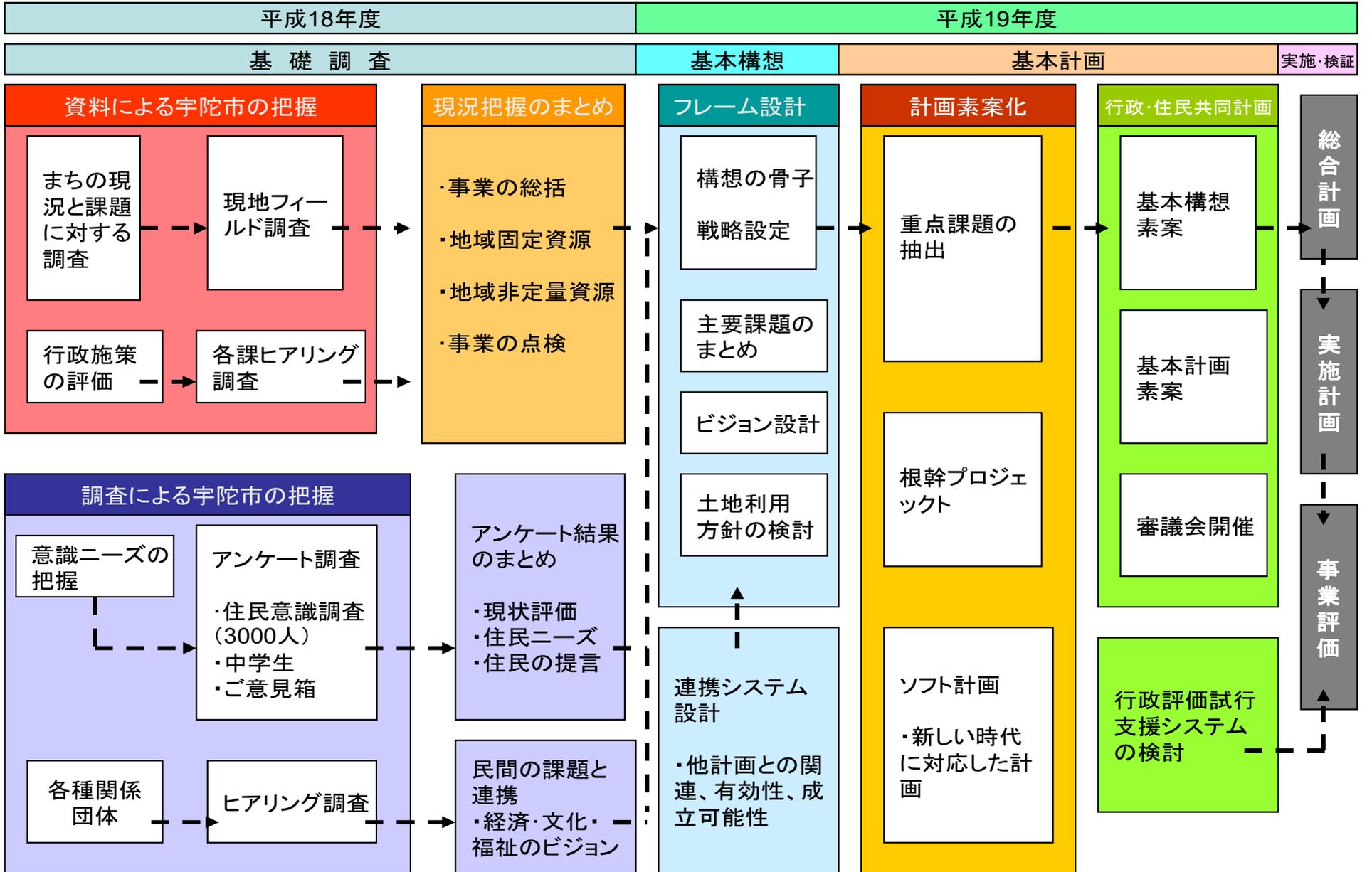
(3) 審議会の設置

市議会議員、行政委員会委員、公共的団体役員、学識経験者等、20人以内で組織する総合計画審議会を設置し、策定委員会において審議決定した計画案について、市長が諮問をし、答申を受けます。

■ 宇陀市総合計画策定体制 ■



(4) 策定フォロー



(5) 策定スケジュール

項目	平成18年度									平成19年度											
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<b>体制づくり</b>																					
策定の方針と体制づくり																					
<b>宇陀市の把握</b>																					
現状把握調査																					
庁内各課ヒアリング調査																					
アンケート調査																					
地域の課題抽出																					
<b>策定作業</b>																					
将来像の検討・設定																					
基本構想素案の策定																					
基本計画素案の策定																					
検討・修正																					
<b>各種会議(予定)</b>																					
審議会																					
策定委員会																					
幹事会専門部会																					
<b>冊子作成</b>																					
編集作業																					
概要版の作成																					
印刷・製本																					